

日本電気技術規格委員会機構規約

制定 平成9年6月30日
改正 平成9年9月30日
改正 平成14年5月30日
改正 平成16年5月27日
改正 平成17年6月3日
改正 平成23年6月7日
改正 平成25年6月11日

(目的)

第1条

日本電気技術規格委員会機構（以下、「機構」という。）は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、次条の業務を通じて、「電気事業法」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の活用を推進することなどの活動を行うことにより、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

(業務)

第2条

機構は、前条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 民間規格・基準及び技術基準等に関する提言（以下、「規格・基準等」という。）に対して、技術基準適合性を含めた技術的妥当性及び審議過程の公正性、中立性並びに国際的な整合性等の観点からその評価のための審議を行い、承認を行う。
また、機構に属さない規格作成団体からの要請に応じて、当該団体の策定した「規格・基準等」に対しても同等に審議、承認を行う。
- 二 「規格・基準等」の承認に当たっては、承認前の「規格・基準等」を公開し外部の意見を求め、必要に応じて意見の内容を反映させる。
なお、規格作成団体が「規格・基準等」の策定又は承認に際して、この手続きを適切に行っており、かつ、審議において技術的変更がない場合には、これを省略することができる。規格・基準等の審議に係る手順等は、別に定める「規格・基準等」の審議手順に係る要領」による。
- 三 「規格・基準等」は、原則、機構に設置する専門部会又は特別部会において策定する。機構に属さない団体の「規格・基準等」は、その団体の規定に基づき策定するものとする。
民間規格・基準の記載のあり方は、別に定める「規格・基準の番号、発行、書式等に係る要領」による。
- 四 評価、審議し、承認した民間規格・基準については、規格・基準番号を割り当てる。割り当てた規格・基準番号は、その民間規格・基準に表記するものとする。
その民間規格・基準は、必要に応じて、規格作成団体の名称及びその団体の規格・基準番号を表記しないことができる。
規格・基準番号の付与の詳細は、別に定める「規格・基準の番号、発行、書式等に係る要領」による。
- 五 承認した「規格・基準等」のうち、技術基準等への反映を意図して審議、承認したものは、速やかに反映されるよう関係行政機関に要請する。
- 六 承認した民間規格・基準は、改正、廃止又は確認するため、定期的見直しが行われるよう管理する。見直しは、別に定める「規格・基準の番号、発行、書式等に係る要領」による。
- 七 「規格・基準等」に係る評価、審議、承認等の活動に関する外部からの異議申し立ては、受け付ける。異議申し立てに係る手順は、別に定める「規格・基準等」の審議手順に係る要領」による。
- 八 国際電気標準会議（IEC）、国際標準化機構（ISO）、国際原子力機関（IAEA）等の国際規格作成機関、欧州電気標準化委員会（CENELEC）等の地域国際規格作成機関及び米国電気・電子技術者協会（IEEE）、アメリカ機械学会（ASME）等の各国の規格作成機関との連携を図り、これらの規格作成機関の活動に関与貢献する。また、国際規格との対比において国内規格・基準に反映すべきものについては、必要に応じてこれらの国内規格・基準化を図る。

九 (独)国際協力機構(JICA)等との連携の下、アジア等の諸外国からの規格・基準に関する協力要請に応じ、必要な技術協力を行う。

十 機構に参加する民間規格関連団体は、電気工作物の設計・製造・据付・使用・維持・検査等に係る業界が、機構が承認した規格・基準を最優先的に活用するよう、関係団体の出版物、講習会等を通じて働きかけるなど適切な手段を講じる。

十一 機構はその他必要と認める業務を行う。

十二 機構が実施する業務について、毎年度事業計画を策定する。

(組織の機能)

第3条

第1条の目的を達成するため、機構は日本電気技術規格委員会(以下、「委員会」という。)、運営会議、技術会議、特別部会及び専門部会から構成する。

2 委員会は、機構の最終議決機関として機構の運営に関する審議・承認、専門部会及びその他の団体からの規格の評価、及び第2条に定めるその他の業務の指示、承認を行う。また、電気施設の保安の確保又は国際協力のために必要な技術事項の調査研究もしくは「規格・基準等」の作成を専門部会に依頼又は特別部会を設置して指示することができる。

3 運営会議は、機構の事業計画の立案を行い委員会に付議する。また、事業計画に基づく予算、決算の審議、承認及び機構の運営に関する審議を行う。運営会議は委員会幹事が総括する。

4 技術会議は、委員会に付議する前に「規格・基準等」の評価の論点を議論し、委員会に報告する。また、委員会の審議のための意見の公募等の広報活動を行う。技術会議は委員会幹事が総括する。

5 特別部会は、委員会の委任を受け、技術基準適合性評価等、特命事項の調査研究を行い、その結果を委員会に上程し、評価、審議、承認を得る。特別部会の事務処理は、特に定めが無い限り事務局で行う。

6 専門部会は、自発的な技術事項の調査研究又は委員会の依頼により、「規格・基準等」の作成を行う。専門部会の改廃は、民間規格を作成する当該団体の要請により、委員会の承認を得るものとする。専門部会の事務処理は、当該部会を設置し運営する団体で行う。

(委員会及び委員)

第4条

委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び次に掲げる関連団体等からの推薦を受け委員会の承認により選任されるものとする。

なお、学識経験者を除く委員は、利害関係分野ごとに全委員数の3分の1を越えないものとする。

一 民間規格作成団体(民間規格・基準を作成し、運用を行っている団体。)

二 民間規格運用団体(民間規格・基準の使用など、運用を行っている団体。)

三 その他「規格・基準等」に関係ある団体

2 委員は、委員会の承認(初回は委員候補が相互に承認)に基づき、委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員長)

第5条

委員会に委員長1名(学識経験者)及び委員長代理1名を置く。委員長及び委員長代理の任期は、委員の任期に従う。

2 委員長及び委員長代理は、委員会委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、また委員会を招集し、その議長になる。

- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代理する。
- 5 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(顧問)

- 第6条 委員会は、委員長経験者または5年以上の委員経験者のうち委員会活動に大きく貢献したものを顧問としておくことができる。
- 2 顧問は、委員の推薦に基づき委員会の承認により選任されるものとする。顧問の任期は、委員の任期に準じる。
 - 3 顧問は、第7条の議決には参加しないことを除き、委員と同じ権利を有する。

(委員会の審議)

- 第7条 委員会の審議は、全委員数の三分の二以上の出席のもとにおいて、過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面審議を行うことができる。この場合、上程案件の作成専門部会の委員と兼務する委員会委員は、議決に参加しないものとして取り扱う。
- 2 上記1の審議において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
 - 3 委員の委員会出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。
 - 4 審議に際しては、案件に係る利害関係分野の委員数に留意する。
 - 5 委員会への要請に基づき審議、承認を行う場合は、審議、承認の要請に係る事に限るものとする。
 - 6 委員会は、専門部会、特別部会及び他の団体が策定した「規格・基準等」について、「民間規格評価機関」として技術基準等に対する適合性を確認するとともに、民間規格作成プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認する。また、必要な場合は、評価を行う民間規格作成プロセスの公平性、客観性及び透明性を確認する。
 - 7 委員会審議は、民間規格評価機関としての審議と、他の活動を区別する。

(事務局)

- 第8条 専門部会を除く機構の運営に関する事務を処理するため、委員会幹事及び事務局を置く。事務局は、一般社団法人日本電気協会に置き、委員会幹事が事務局の業務を総括する。

(専門部会の構成と任務)

- 第9条 専門部会は、民間規格を作成する当該団体の要請により委員会の承認を得て設置又は改廃する。
- 2 専門部会は、各分野の学識経験者、専門家等によって構成する。
 - 3 専門部会は、委員会の依頼によるか又は自発的に技術的事項の調査研究を行い、「規格・基準等」の作成等を行う。
 - 4 専門部会は、議決方法等の運営規約を定め、当該部会作成団体が独立して運営する。専門部会の事務処理は、当該部会を設置し運営する団体で行う。
 - 5 作成した「規格・基準等」について日本電気技術規格委員会規格としての承認を受ける場合は、委員会に上程し、評価、承認を受ける。
 - 6 専門部会の代表（部会長又はその代理者）は、委員会に上程する「規格・基準等」など当該専門部会に関する事項が委員会において審議される場合、委員会に出席して提案理由等に関する意見を述べる。

7 策定した民間規格・基準は、改正、廃止又は確認するため、定期的な見直しを行う。

8 上程する「規格・基準等」に係る委員会から問い合わせ、要請等に対して、適切な対応を行う。

(特別部会の構成と任務)

第10条 特別部会の設置、改廃は委員会の承認を得て行う。

2 特別部会は、委員会の委任を受け、技術基準適合性評価等、特命事項の調査研究を行い、その結果を委員会に上程し、評価、承認を得る。

3 特別部会は、議決方法等の運営規約を定める。事務処理は、特に定めをしない限り、事務局において行う。

4 特別部会の代表(部会長又はその代理者)は、特命事項の調査研究結果等、特別部会に関する事項が委員会において審議される場合、委員会に出席して意見を述べる。

(運営会議及び技術会議の構成と任務)

第11条 運営会議は、機構の規約に賛同する善意の民間規格作成団体及び民間規格運用団体によって構成する。運営会議への参加は、各団体からの要請により、委員会の承認を得て行う。

2 運営会議は、運営資金の協議を行うため、委員会の事業計画に基づく予算、決算及び委員会運営経費の分担等について審議、承認する。

3 技術会議は、承認を得ようとする「規格・基準等」に関係する機構に属する団体によって構成する。

4 技術会議は、専門部会又は外部の団体からの承認を得ようとする「規格・基準等」に対して、評価に必要な論点を議論し、委員会の評価に資する。

5 作成した「規格・基準等」の承認を得ようとする者は、要請に応じ、技術会議において報告又は説明を行う。

6 技術会議は、「規格・基準等」の必要性の調査及び意見の公募等広報活動を行うことができる。意見の公募は別に定める「公開等に係る要領」による。

7 委員会幹事は、運営会議及び技術会議の調整及び事務を行う。また、運営会議は必要に応じて運営に係る事項を検討するための検討会を置くことができる。

(業務の委託及び受託)

第12条 機構は第1条の目的を達成するため、他の関係機関にその業務の一部を委託することができる。また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(経費)

第13条 専門部会を除く機構の運営に必要な経費は、原則として参加団体等の分担金をもってこれに充てる。

2 分担金は、一口30万円とし、参加団体等の実情に応じてその口数を決定し負担する。

3 分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、機構に参加し、当該団体が作成した「規格・基準等」を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に相当の経費を要する場合、機構は実費の負担を求めることができる。

4 分担金は、運営会議において承認後納入する。ただし、必要に応じ半期毎に分割して納入できるものとする。

- 5 会計処理は、一般社団法人日本電気協会として行うが、委員会、運営会議、技術会議及び特別部の運営に係る直接経費の総額を明確に区分し、その収支明細を開示するものとする。収支明細の開示の方法は、別に定める「公開等に係る要領」に定める。

(事業年度)

第 14 条 機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(参 加)

第 15 条 関係行政機関の職員は、委員会に参加することができる。

- 2 必要がある場合、団体に属さない個人であっても、委員会の承認を得て参加することができる。

- 3 委員以外の委員会の参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(表彰)

第 16 条 委員会は、第 2 条に定める業務または規格作成団体の「規格・基準等」の策定に功績があったものを表彰することができる。

- 2 表彰の対象者の選定及び方法は、別に定める「表彰等に係る要領」による。

(情報の公開等)

第 17 条 委員会は、公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等、別に定める場合は非公開とすることができる。委員会の情報公開の詳細は別に定める「公開等に係る要領」による。

(記録の作成、保管)

第 18 条 機構は、議事録を作成し審議経過を記録する。

- 2 委員会の議事録、及び資料並びに審議に使用した技術的根拠資料を少なくとも 5 年間保管する。委員会での、保管の詳細を事務局は文書管理要領に定め保管管理を行う。

(その他)

第 19 条 この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、委員会の議を経て定める。

附則 1 (平成 9 年 6 月 30 日)

1. 本規約は制定日から発行する。
2. 委員会の事業年度は、初年度においては委員会発足時より翌年の 3 月 31 日までとする。
3. 委員の任期は、初年度においては委員会発足時より平成 11 年 3 月 31 日までとする。

附則 2 (平成 16 年 5 月 27 日)

本規約は、平成 16 年 5 月 27 日から施行する。

附則 3 (平成 17 年 6 月 3 日)

本規約は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則 4 (平成 23 年 6 月 7 日)

本規約は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

附則 5 (平成 25 年 6 月 11 日)

本規約は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。